

HOPEニュース

平成29年9月号

日本システム(株)
医療福祉ソリューション本部

発行責任者：鳴松

TEL 099-254-7200

9月末に差掛ろうとしていますが、まだまだ厳しい残暑が続いています。朝晩は涼しくなり幾分過ごしやすくなっていますが、昼間の暑さはまだ真夏の暑さと変わらないといっても過言ではありません。そんな中でも先日鈴虫の鳴き声を聞き、確実に秋に向かっていることを実感しました。

これからは一日の寒暖の差が益々大きくなります。夏の疲労が蓄積された体は、この急激な変化に持ち堪えられなくなり体調を崩す原因にもなります。特に夜中や早朝にかけ気温が下がることを考慮して体が冷えすぎないようにするなど十分注意しましょう。

● 特定保険医療材料に関する一部改定への対処について ●

平成28年3月4日付官報にて改定が告示されておりました特定保険医療材料について、平成29年10月1日より価格が変更となるものがあります。ご対応を行ってくださいますようお願い致します。

(1) 内容

平成28年3月4日付 厚生労働省告示第56号「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件」の「Ⅹ 経過措置」の「(2)」にて、平成29年10月1日以降、価格が変更となる特定保険医療材料が告示されています。

(<http://www.mhlw.go.jp/file.jsp?id=335775&name=file/06-Seisakujouhou-12400000-Hokenkyoku/0000114831.pdf>)

(2) 対処方法

下記【別表1】のマスタをご使用中のお客様は、10月1日以降マスタの単価を新単価に更新して頂きますよう、お願い致します。尚、平成29年10月改定プログラム交換を適用される場合は、自動的に単価の更新を行いますので、点数マスタの変更は不要です。

(3) マスタの変更手順

■平成29年10月世代の作成方法

※すでに平成29年10月世代を作成済みの場合、本作業は不要です。

世代作成はサーバ機以外の電源を全て落とし、サーバ機にて実行をお願いします。

- [1] 「点数改定」業務を実行し、「新マスタの作成」を選択します。
- [2] 「作成する世代年月」に「29年10月」と入力します。
- [3] 「点数マスタ」「ユーザテーブル」の両方にチェックをつけます。
- [4] [Enter]を押して、世代作成を実行します。

■点数マスタの変更手順

- [1] 「マスタ登録」業務を実行します。
- [2] 「点数マスタの切り替え」画面で「平成29年10月マスタ」を選択します。
- [3] 「点数マスタ登録」を選択します
- [4] 「コード」に下記【別表1】のコードを入力し、[Enter]を押します。
- [5] 「単価」に下記【別表1】の[新]単価を入力します。
- [3] [Enter]を2回押して点数マスタを登録します。

※ガイダンスに「厚生省マスタの単価と異なります。登録してよろしいですか？」のメッセージが表示されますがそのまま[Enter]を押して下さい。

(4) 電子カルテ、オーダリングシステムと連携中のお客様について

電子カルテ等にて、下記【別表1】のマスタを使用されている場合には、併せて電子カルテのマスタ修正が必要となりますので、ご対応くださいますようお願い致します。

【別表1】

新旧	診区	コード	管理番号	略称	名称	単価	電算コード
旧 ↓ 新	58	88649	5803418	88649	半導体レーザープロ ブ・指定番号	243000 ↓ 231000	710010885

● 一般名処方加算について ●

平成 29 年 8 月までは一般名処方加算 1 が自動算定されていたものが、平成 29 年 9 月以降の会計では一般名処方加算 2 が自動算定される場合の原因と対処法をご案内致します。

※「オルメテック OD 錠」を処方した場合を例に挙げてご説明致します。

【原因】

・「オルメテック OD 錠」には、平成 29 年 9 月 1 日から適用開始となる一般名マスタ「【般】オルメサルタン口腔内崩壊錠」が存在するため、「オルメテック OD 錠」のまま処方した場合には、一般名処方加算 2 が自動算定される動作となります。

【対処法】

・以下のマスタを抜き取り、一般名マスタで処方することで、一般名処方加算 1 が自動算定される動作となります。

管理番号:4701275 「【般】オルメサルタン口腔内崩壊錠 5 mg」
管理番号:4701272 「【般】オルメサルタン口腔内崩壊錠 10 mg」
管理番号:4701273 「【般】オルメサルタン口腔内崩壊錠 20 mg」
管理番号:4701274 「【般】オルメサルタン口腔内崩壊錠 40 mg」

※詳細は厚生労働省のホームページをご参照ください。

【参考】 処方せんに記載する一般名処方の標準的な記載（一般名処方マスタ）について（平成 29 年 6 月 16 日適用）

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/hoken/shohosen_160401.html

● データ退避と退避先について ●

毎日のデータ退避につきましては以前からお願いしているところですが、今月は弊社の「データ退避強化月間」の為、重ねてお願いするものです。

※ディスク障害が起きてからでは、遅いです。

通常、パソコンでの記録にはハードディスクドライブという装置に記録されていますが、ハードディスクは高速回転するモーターとマイクロ単位で正確に動作する駆動部などを有する精密機器です。温度変化などでも劣化していき、とてもデリケートで壊れやすい装置でもあります。もし、パソコンが故障した場合、部品を交換すれば使用できるようになりますが、**障害により大切なデータが消失又は破損といったケースもあります。もしそういう事態になったら、ゼロからデータを入力しなければなりません。**

そんな時、『データ退避』しているかどうかが重要になります。大切なデータを別な記録媒体（外付けディスク）などに保存することで、障害対応時に退避媒体を使って復旧することができます。データの消失は、弊社でも責任を持てません。**毎日のデータ退避（データバックアップ）は必ず実施して頂きますようお願い致します。**

また、マスタ退避を取ろうとしたとき、「退避先に backup-X・backup-Y が表示されない（見れません）」とのお問合せをいただくことがあります。

コンピュータ（もしくはマイコンピュータ）を確認していただき、backup-X・backup-Y に「X」が表示されていた場合、外付けハードディスクと接続できていません。このような場合の対処法をご案内致します。

対処法①⇒backup-X・backup-Y をダブルクリックし、保存されている内容

（HP1HOKAN*****）が表示されるか確認してください。

表示された場合は再度マスタ退避画面をご確認ください。

対処法②⇒①の方法で表示されなかった場合、外付けハードディスクの電源が入っているか確認してください。電源が切れていた場合は、電源を入れてください。

対処法③⇒②で確認した際に、エラーランプが点滅もしくは点灯しているか確認してください。点滅・点灯している場合は、故障が疑われますので弊社にお問い合わせください。